

大村市情報共有システム運用ガイドライン

1. 目的

大村市情報共有システム運用ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という。）は、受発注者間の情報を電子的に交換、共有することにより業務の効率化を図るため、情報共有システムの利用を推進するもの。

2. 対象工事（受注者利用希望工事）

大村市、大村市上下水道局、大村市ボートレース企業局が発注する工事を対象とし、受注者の申し出により協議のうえ工事情報共有システムを利用できるものとする。

3. 適用日

制定日以降に契約を締結する工事に適用する。

なお、既契約工事においても受発注者協議のうえ、適用できるものとする。

4. 情報共有システム利用料

情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）は、土木工事標準積算基準書等の共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれている。ただし、営繕工事においては、工事情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）は、長崎県公共建築工事共通費積算基準等に従い、共通仮設費に積上げ計上する。

5. 情報共有システムの利用とシステム事業者の選定

- （１）情報共有システムは、「長崎県土木部における情報共有システム運用ガイドライン」最新版で定めるシステムから選定すること。
- （２）受注者は、システム事業者選定後、工事打合せ簿にて事前協議を行うこと。

6. 事前協議の手続き（別紙フロー図参照）

- （１）受注者は工事打合せ簿に事前協議チェックシートを添付し提出すること。
- （２）監督職員は、事前協議チェックシートの内容を確認し、「大村市情報セキュリティ基本方針」、「大村市情報セキュリティ対策基準」の規定に準ずること。なお、契約課に利用することを報告（事前協議チェックシート添付）した後に、受注者へ工事打合せ簿にて回答すること。
- （３）受注者は、事前協議完了後にシステム利用登録や利用料支払いの手続きを行うこと。手続き完了後、発注者がシステムの利用に必要なアカウントの情報を報告すること。
- （４）受注者は、システム利用期間について、契約工期だけでなく検査事務に必要な期間を考慮して設定すること。なお、工期延長となった場合は速やかに利用期間を変更すること。
- （５）受注者が、情報共有システムの利用を希望した場合、発注者は、特別な理由がない限り、原則として情報共有システムの利用を認めなければならない。

7. 情報共有システムで取り交わしを行う書類

- (1) 情報共有システムで取り交わしを行う書類（以下、「書類」という）は、監督職員に提出する工事帳票（段階確認書含む）を対象とする。なお、施工計画書について、情報共有システムでの取り交わしを可とするが、取り交わし前に受発注者間で記載内容を十分確認すること。
- (2) 材料の品質証明資料等については可能な限り電子データ(PDF 形式)の入手に努め、入手できない場合はスキャン等による PDF 化が望ましい。なお、生産性の観点から非効率であれば紙資料（カタログ、見本など）での提出もできる。工事打合せ簿の添付書類が紙資料となる場合、工事打合せ簿の取り交わし自体は情報共有システムで行うが、発議する際に本文に紙資料の存在を明記する。
- (3) 情報共有システム利用開始前に取り交わした工事帳票（事前協議含む）について、受注者は可能な限り情報共有システムへの登録を行うこと。
- (4) 書類の処理について、受発注者ともに情報共有システム上の電子押印機能を使用すること。
- (5) 工事打合せ簿、段階確認書、工事打合せ簿一覧表の各様式については、各システムが準備している国土交通省や長崎県の様式を用いることができる。

8. 情報共有システムにより取り交わした工事帳票の取り扱い

- (1) 受注者は、施工計画書（当初）について、情報共有システムでの取り交わし後に紙資料で、発注者へ1部提出すること。また、施工計画書（変更）については、発注者が求めた場合に限り、受注者は情報共有システムでの取り交わし後に紙資料で1部提出すること。

9. 情報セキュリティ対策

- (1) 情報共有システムで使用するアカウントは他者の目につかないよう適切に管理すること。
- (2) 情報セキュリティインシデント等の事故が生じた場合には、直ちにシステム事業者へ書面等で報告を求め、大村市情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ管理者等に報告しなければならない。
- (3) **個人情報等が含まれる機密性の高い資料（事故報告、地権者情報など）は、情報共有システム内で取り扱ってはならない。**

【情報共有システム利用上の注意事項】

○情報共有システムに協議事項やスケジュールを登録した場合の発注者への連絡について、受注者はシステム内のメール通知機能を活用することを基本とし、必要に応じて電話等により連絡と要件の説明を行うこと。ただし、緊急を要する場合については、メール通知のみでなく電話連絡することを基本とする。また、受注者は、発注者が情報共有システム以外でスケジュール管理を行っていることに留意すること。

○本ガイドラインに定めのない内容については、受発注者間の協議により定めること。

【工事成績評定における評価】

○情報共有システムの活用は発注者の業務効率化が図られるので工事成績評定調書の創意工夫において評価する。評価方法は、主任監督員が考査項目別運用表「5.1.創意工夫【施工】⑭施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫」に加点評価する。

【工事成績評定における評価】

対象工事以外の工事および建設関連業務委託における情報共有システムの利用については、受発注者で協議を行い、協議が整った場合に利用することができる。

【参考基準関係】

- ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編
- ・ 土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン 国土交通省
- ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件
- ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件【解説編】

情報共有システム利用に関するフロー図

